

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース 2024 年 5 月号

May 2024 | Volume 32



目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2024 年 4 月 30 日時点) タイ フィリピン マレーシア シンガポール オーストラリア	p.2-3
3. セミナー情報	p.4
4. 各国問い合わせ先	p.5

今月のハイライト

1. オーストラリアでは、過少資本税制の改正案を盛り込んだ財務省法改正 2023 年法案が上院および議会を通過し、法制化されました。また、財務省はグローバルミニマム税と国内ミニマム税を導入するための法案を公表し、この法案に関するコメントを募集しています。
2. シンガポール内国歳入庁は、2025 年 4 月から導入予定の銀行業向け GST の仕入税額控除の新制度 (Special Method) に関する e-Tax Guide を公表しました。この制度が導入されることにより、銀行業においてはこれまで固定レートで行われていた仕入税額控除の計算が、固定レートと Special Method の選択方式となります。
3. マレーシアでは 2024 年 4 月 1 日に 2024 年改正会社法が施行されました。この改正により、すべての会社は、2024 年 4 月 1 日から 3 カ月以内にマレーシア会社委員会に自社の実質的所有者の情報を提出する必要があります。

各国税務ニュース(2024年4月30日時点)

タイ [少額貨物の輸入に対する VAT の改正見込みを公表](#)



タイ財務省は 2024 年 4 月 2 日、近日中にタイ歳入局が歳入法の改正案を公表する旨を明らかにしました。本改正により、従来は免除されていたオンラインマーケットプレースを通じて購入される 1,500 バーツ未満の少額貨物の輸入に対して 7% の VAT が課せられることとなります。

フィリピン [納税簡易化法\(EOPT\)に関する歳入規則の発行](#)



内国歳入庁(BIR)は 2024 年 4 月 11 日付の歳入規則(RR No. 3-2024)にて、2024 年 1 月に成立した納税簡易化法(EOPT - Ease of Paying Taxes Act)の施行規則を公表しました。RR No. 3-2024 では、VAT およびパーセンテージ税に関する取り扱いについて解説しています。

マレーシア 4月のマレーシア税制アップデート



・「マレーシアデジタル」の優遇税制の改正

本改正により、IT 企業向けの優遇税制である旧「MSC ステータス」が法的にも正式に「マレーシアデジタル」に改組されるとともに、優遇税制における免税の適用に関して、会社の所在地を問わないこととなります。

・会社の実質的所有者の情報のマレーシア会社委員会に対する提供

2024 年改正会社法が 2024 年 4 月 1 日に施行されました。これにより、すべての会社は、2024 年 4 月 1 日から 3 か月以内にマレーシア会社委員会(SSM)に自社の実質的所有者(beneficial owner)の情報を提出する必要があります。2024 年 7 月 1 日以降に不遵守の場合には、罰金または禁錮刑を科すことができる規定も設けられています。SSM は本件に関する[ガイドライン](#)を公表しています。

シンガポール [銀行業向けの GST の仕入税額控除制度の見直し](#)



内国歳入庁(IRAS)は 2024 年 3 月 6 日、2025 年 4 月から導入予定の銀行業向け GST の仕入税額控除の新制度(Special Method)に関する e-Tax Guide を公表しました。

シンガポールでは原則として非課税売上に対応する課税仕入れについて、仕入税額控除を行うことができません。一方で、これまで課税売上と非課税売上の両方の計上が見込まれる銀行業においては、事務負担を考慮し、fixed input tax recovery rate(FITR)と呼ばれる固定レートにより、仕入税額控除の計算が行われていました。

しかし、一部の銀行においては FITR での計算は実態に即していないという声もあることから、今般 IRAS は、固定レートではなく実際の取引を基にした精緻な仕入税額控除の計算を行う Special Method の選択を可能とする制度を導入しました。

この Special Method は 2025 年 4 月 1 日から導入(新たにシンガポールで開業する銀行およびデジタル銀行を除く)されますが、その適用は選択方式となります。Special Method を選択しない銀行は引き続き FITR による計算を行うことができます。

Special Method の適用を受けるためには事前申請が必要です。2025 年 4 月から Special Method の適用を希望する場合は、原則として、2024 年 6 月 30 日までの申請が求められます。また一度 Special Method の適用を受けると FITR への変更ができない点に留意が必要です。

2025 年 4 月 1 日以降に通貨金融庁(MAS)から免許を取得し、新たにシンガポールで事業を行う銀行は希望する仕入税額控除方式(FITR または Special Method)について、税務当局の承認を取得する必要があります。

銀行業においては、FITRにおける固定レートは原則として毎年見直されることから、その見直しによる還付金額への影響と、Special Methodを適用する場合の還付金額を試算するなど、対応を検討することが推奨されます。

オーストラリア [Monthly Tax Update April](#)



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

- **PRRT(石油資源利用税)規則の公開草案の公表**

財務省は石油資源利用税(PRRT)規則の修正案の公開草案を発表しました。本修正案は、トーリングアレンジメントの取り決めに関連する措置を除いて、PRRT 2015年規則に関しての改正措置に対応しています。

- **多国籍企業に適用される法律の新たな改正が可決**

過少資本税制の改正案を盛り込んだ財務省法改正案 2023年法案が、上院および議会を通過し、法制化されました。

- **オーストラリアの第2の柱への対応に関する法案**

経済協力開発機構(OECD)・G20の「経済のデジタル化から生じる税制上の課題に対処するための2本の柱の解決策」に対するオーストラリアの対応を実現するため、財務省は15%のグローバルミニマム税と国内ミニマム税を導入するためのいくつかの法案を公表し、コメントを求めています。

- **ハイブリッドミスマッチルールに関する課税決定の草案**

オーストラリア税務局(ATO)は、TD 2024/D1 Taxation Determinationを公表しました。このTaxation Determinationでは、ハイブリッド・ミスマッチ・ルールの2つの論点について、税務長官の予備的見解が示されています。

詳細は、[4月号のニュースレター](#)をご参照ください。

セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

移転価格調査に係る実務対応

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2 類相当」から「5 類」に移行したことに伴い、これまで抑制的だった税務調査の執行が本格化しつつあります。また、2020 年 7 月に移転価格調査と一般法人税調査の一体調査へと移行したことにより、これまでになかった短期間かつ効率的な税務調査を志向した課税案件が増えつつあります。

本セミナーでは、最近の国税当局の執行体制の変化や、国税当局の重点取り組み事項である税務コーポレートガバナンス(CG)の充実、税務行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進について解説します。

配信期間: 2024 年 3 月 14 日(木)~6 月 28 日(金)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1240314.html>

韓国の移転価格税制の動向

韓国税務当局は、多国籍企業グループの韓国子会社の移転価格を常に注視しています。そこで本セミナーでは、PwC 税理士法人の国際税務サービスグループ(移転価格)の担当者が PwC 韓国の移転価格担当チームのメンバーとともに、韓国の移転価格税制に関する直近の動向や、韓国子会社との移転価格運用について具体的な事例を通じて解説します。

配信期間: 2024 年 4 月 10 日(水)~2024 年 7 月 31 日(水)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1240403.html>

M&A を成功に導く ESG デューデリジェンスの実務

経営環境が複雑化する今日において、企業経営のサステナビリティ(持続可能性)を評価するには、短期的な財務パフォーマンスに加え、変化する経営環境への対応力も重要な観点となります。また M&A では、案件成立後の将来を見通した価値創造(Value Creation)が重要となるため、ESG の観点も含めた適切なデューデリジェンスが必要となっています。PwC アドバイザリーは、この「ESG デューデリジェンス」という新しい視点を取り入れ、推進する方々へのはじめての基本的な実務書として、書籍『M&A を成功に導く ESG デューデリジェンスの実務』を刊行しました。

本セミナーでは、同書の内容に触れながら ESG デューデリジェンスの大枠を解説します。

配信期間: 2024 年 5 月 21 日(火)~2024 年 8 月 20 日(火)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/d1240520.html>

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 [神保 真人](#)(税理士法人 パートナー)、[菅原 竜二](#)(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) [神保 真人](#)、[野田 幸嗣](#)(移転価格)、[大橋 全寿](#)(移転価格)、[青木 一憲](#)(金融)

PwCインドネシア [菅原 竜二](#)(カンントリーリーダー)、[糸井和光](#)、[深澤 直人](#)、[濱田 孝一](#)、[松澤 智之](#)、[石山 洋平](#)、[水野 直樹](#)、[井上 由貴](#)、[余村 裕樹](#)
問い合わせ先: id_jbd@pwc.com

PwCタイ [魚住 篤志](#)(カンントリーリーダー)、[武部 純](#)、[山鳥 達彦](#)
問い合わせ先: th_jbd@pwc.com

PwCベトナム [今井 慎平](#)(カンントリーリーダー)、[小暮 寛之](#)、[塚本 裕之](#)
問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン [東城 健太郎](#)(カンントリーリーダー)、[林田 俊哉](#)、[赤羽 洋輔](#)
問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア [杉山 雄一](#)(カンントリーリーダー)、[佐藤 祐司](#)、[水本 賢一](#)、[緩詰 真梨子](#)
問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール [ハワード・オオサワ](#)(カンントリーリーダー)、[北村 勝信](#)、[山本 尚紀](#)、[海谷 亮介](#)、[野木 玄](#)
問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア [寺崎 信裕](#)(税務カンントリーリーダー)、[伊藤 大介](#)、[信夫 将](#)
問い合わせ先: au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ **バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。**

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.com をご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.